

教育委員会定例会事項書

令和2年8月20日(木)
13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 26号 三重県指定文化財の指定の一部解除について

議案第 27号 職員の懲戒処分について

議案第 28号 三重県立図書館協議会委員の任命について

4 報 告 題

報告 1 災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書の締結について

報告 2 令和3年度三重県公立学校教員採用試験第1次選考試験の結果について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年7月28日(火)

開会 11時00分

閉会 11時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

議案第24号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第25号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和2年度第2回教科用図書選定審議会の結果について

報告2 令和3年度三重県公立学校教員採用試験第1次選考試験の実施状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第26号

三重県指定文化財の指定の一部解除について

三重県指定文化財の指定の一部解除について、別紙のとおり提案する。

令和2年8月20日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県指定文化財の指定の解除については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第36条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

指定を一部解除する三重県指定史跡名勝天然記念物（案）

種別	名勝
名称	二見浦
員数	—
指定日	昭和11年1月22日
所在地	伊勢市二見町江ほか うち、解除対象：伊勢市二見町江字丸山581番1、同589番1の一部
所有者	三重県ほか
解除理由	滅失のため

平成30年以降の状況



昭和10年7月10日付け
史蹟名勝天然記念物保存願影申請書
図面記載範囲

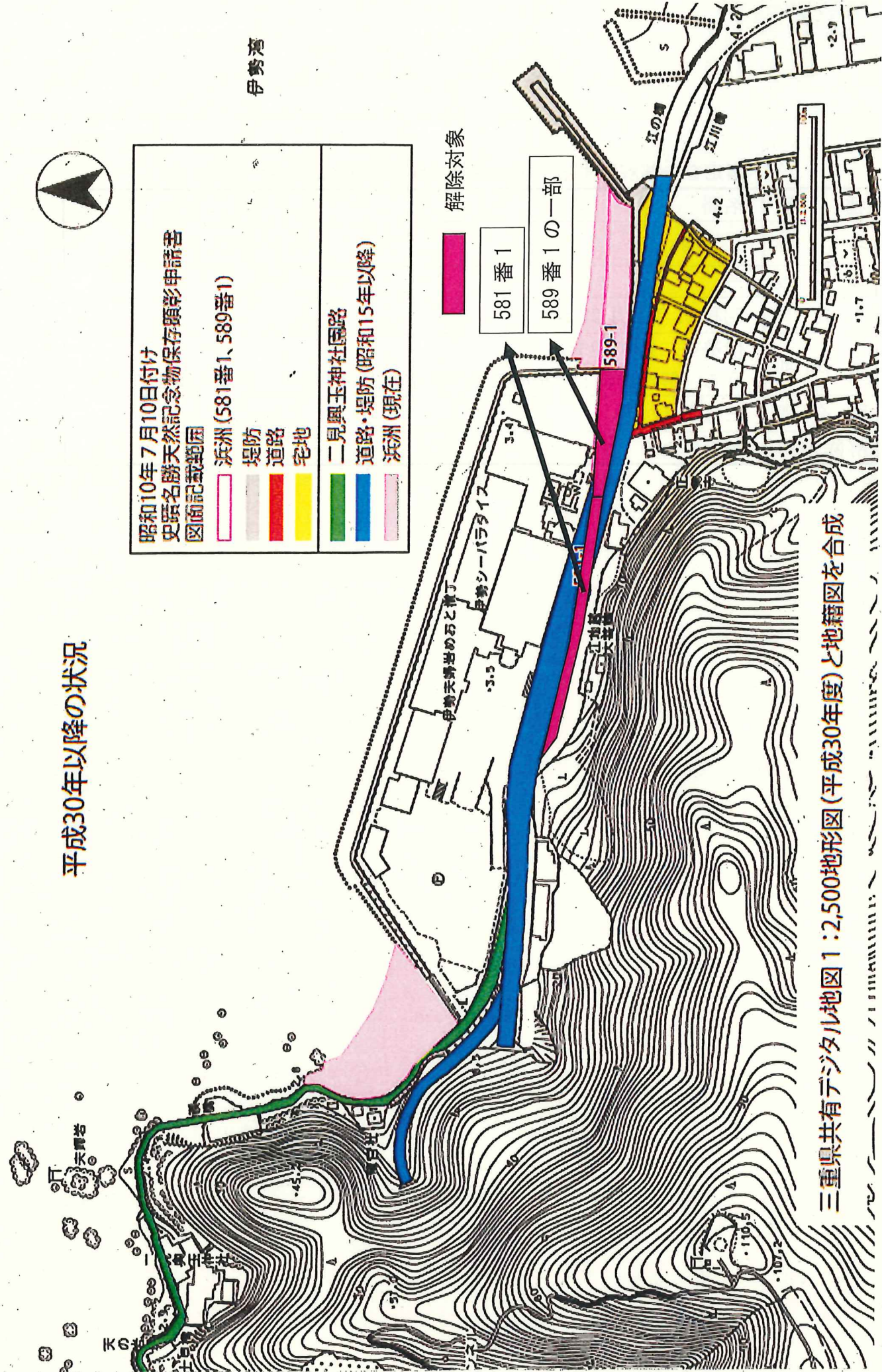
	浜洲 (581番1, 589番1)
	堤防
	道路
	宅地
	二見興玉神社園路
	道路・堤防 (昭和15年以降)
	浜洲 (現在)

伊勢湾

解除対象

581番1

589番1の一部



三重県共有デジタル地図 1 : 2,500地形図 (平成30年度) と地籍図を合成

報告 1

一般社団法人三重県建築士事務所協会との「災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定」の締結について

一般社団法人三重県建築士事務所協会との「災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定」の締結について、別紙のとおり報告する。

令和2年8月20日提出

三重県教育委員会事務局
学校経理・施設課長

一般社団法人三重県建築士事務所協会との「災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定」の締結について

1 概要

今後、高い確率で発生が予想されている大規模地震や豪雨災害等に備えるため、県立学校施設の被災時に早期復旧に向けた迅速な被害状況調査、設計等を実施することを目的に、一般社団法人三重県建築士事務所協会との災害協定を締結します。

2 趣旨

大規模な災害により、多くの学校施設が被災した際には、被災した建物の損傷状況の調査や復旧に向けた設計業務を行うため、専門的な知識を有する技術者の確保が求められ、大規模災害時にはそのような技術者の確保が困難となることが想定されています。速やかな復旧に備えるため、本協定では協定にかかる建築士事務所協会内の連絡体系図と協定に賛同する建築設計事務所の会員名簿をあらかじめ作成し、教育委員会からの要請により、被害状況の調査や設計業務を円滑に進める体制を構築することとしています。

〔主な協定締結による業務内容〕

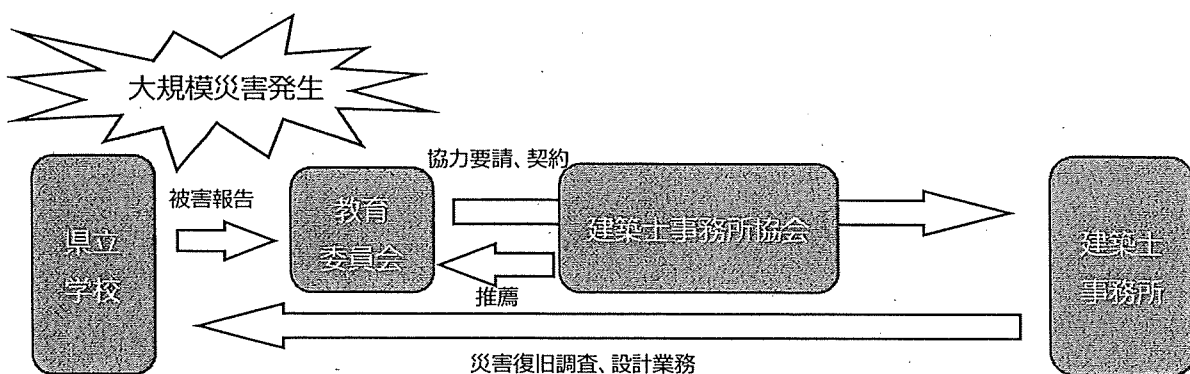
- ① 災害復旧事業計画等作成業務(建築物の調査(必要な場合は被災度区分判定を含む。)、被害状況図及び復旧図の作成、修繕費用の積算等)
- ② 修繕等に伴う建築、電気設備、機械設備の設計及び工事監理業務

3 協定締結日

令和2年9月1日(火) ※防災の日

【参考】

他県の協定事例:平成30年3月29日 静岡県教育委員会
令和元年5月23日 大阪府教育委員会



災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書（案）

三重県教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等により甲の所管する県立学校の施設に被害が発生した場合の災害復旧に係る調査・設計等業務（以下「調査等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害等により県立学校の施設に被害が発生した場合に、学校施設の機能確保及び早期回復を図るため、甲が乙の協力を得て、学校施設の災害復旧に必要な調査等業務を迅速に実施し、災害復旧事業に係る業務を速やかに行えるようにすることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき三重県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象若しくは予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（対象となる学校施設）

第3条 この協定の対象となる県立学校の施設は、学校敷地内における建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びにこれらに付属する付帯設備）及び建物以外の工作物（吹き抜けの渡り廊下等簡易な小規模構造物、土地に固着した囲障、プール等）とする。

（調査等業務の内容）

第4条 この協定で規定する調査等業務は、次のとおりとする。

- （1）災害復旧事業計画等作成業務（建築物の調査（被災度区分判定を含む。）、被害状況図及び復旧図の作成、修繕費用の積算等）
- （2）修繕等に伴う建築、電気設備及び機械設備の設計並びに工事監理業務

（調査等業務協力建築士事務所）

第5条 乙を構成する会員であってこの協定に賛同するものを調査等業務協力建築士事務所（以下「協力事務所」という。）とする。

2 乙は、乙内の連絡体系図及び協力事務所をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。

（業務の実施要請）

第6条 甲が調査等業務の実施を必要とする場合、甲は業務実施要請書により必要な調査等業務の実施について、乙に要請することができる。

2 乙は、協力事務所の中から、前項の調査等業務を実施する建築士事務所（以下「受託事務所」という。）を選定し、甲に推薦する。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合には、口頭、電話等の通信手段等によることができ

るものとし、甲は遅滞なく業務実施要請書を作成し、乙に送付するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 前条の業務の実施要請後、甲は受託事務所と調査等業務の契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第8条 受託事務所は、甲の指示に従い、速やかに必要な調査等業務に着手するものとする。

- 2 前項の調査等業務の範囲は、当該要請のあった県立学校施設の機能確保又は回復に係る災害復旧に必要な業務とする。
- 3 受託事務所は、当該業務を行うにあたっては、二次災害に十分注意して業務を進めなければならない。また、当該業務の関係者のほか、学校関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託事務所は、調査等業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託事務所は、実施した業務内容を甲が確認できるよう図面・写真等の資料を整備するとともに、業務の完成を書面で甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 津市広明町13番地
三重県教育委員会
教育長 木平 芳定

乙 津市東古河町8番17号システックビル4階
一般社団法人三重県建築士事務所協会
会長 相原 清安

報告 2

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験
第1次選考試験合格状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	
小学校教諭		約230名	1093	998	671	
中学校教諭	国語	約16名	116	112	49	
	社会	約16名	152	141	50	
	数学	約19名	117	108	57	
	理科	約19名	75	72	59	
	音楽	約4名	54	52	12	
	美術	約5名	25	22	15	
	保健体育	約19名+スポ4名	221	212	61	
	技術	約3名	9	9	8	
	家庭	約3名	8	8	8	
	英語	約16名	107	100	48	
	小計	約120名+スポ4名	884	836	367	
高等学校教諭	国語	約3名	56	49	9	
	地理歴史	世界史	約2名	66	63	15
		日本史	約2名			
		地理	約1名			
	公民	約2名	34	32	6	
	数学	約7名	93	83	21	
	理科	物理	約1名	66	59	14
		化学	約1名			
		生物	約2名			
	保健体育	約3名	121	112	11	
	家庭	約3名	16	16	9	
	工業	機械系	約2名	22	21	6
		電気・電子系	約2名	8	7	6
		工業化学系	約2名	7	7	6
	英語	約7名	51	44	21	
	水産	海洋	約1名	2	2	2
		機関	約1名	1	1	1
小計	約42名	543	496	127		
学特別 校別 教 支 諭 援	小学部	約14名	71	69	42	
	中学部・高等部	音楽	約2名	7	7	6
		保健体育	約2名	26	26	6
小計	約18名	104	102	54		
養護教諭		約18名	207	193	56	
栄養教諭		約5名	41	36	16	
合計		約433名+スポ4名	2,872	2,661	1,291	

公立学校教員採用選考実施状況

年度		24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3
小学校教諭	申込者数	1,007	1,075	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093
	受験者数	927	987	1,009	974	936	964	965	919	920	998
	1次合格者数	446	510	567	476	505	508	518	521	507	671
	2次合格者数	200	240	290	238	252	247	252	192	240	
中学校教諭	申込者数	979	1044	1042	1032	1020	1,005	939	933	865	884
	受験者数	859	943	950	936	937	907	868	857	810	836
	1次合格者数	320	357	367	369	359	386	358	254	341	367
	2次合格者数	125	138	145	138	133	132	126	84	115	
高等学校教諭	申込者数	938	938	891	848	870	806	760	645	651	543
	受験者数	798	803	790	744	760	694	666	550	584	496
	1次合格者数	298	268	304	205	268	178	169	153	179	127
	2次合格者数	106	93	111	72	87	61	57	52	62	
特別支援学校教諭	申込者数	73	72	84	77	76	88	97	97	107	104
	受験者数	68	63	82	74	72	82	91	91	98	102
	1次合格者数	37	33	51	36	40	48	42	49	60	54
	2次合格者数	16	13	25	16	18	21	17	16	20	
養護教諭	申込者数	226	227	238	218	196	219	224	211	175	207
	受験者数	204	200	213	202	181	201	209	194	167	193
	1次合格者数	36	53	71	60	56	67	77	60	66	56
	2次合格者数	12	17	24	23	19	22	28	20	22	
栄養教諭	申込者数	66	66	57	67	53	57	60	55	47	41
	受験者数	47	54	48	54	41	52	52	45	43	36
	1次合格者数	24	16	13	22	14	18	16	9	20	16
	2次合格者数	8	5	5	6	5	5	5	3	6	
合計	申込者数	3,289	3,422	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872
	受験者数	2,903	3,050	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661
	1次合格者数	1,161	1,237	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291
	2次合格者数	467	506	600	493	514	488	485	367	465	

注1) 平成14年度採用から盲・聾・養護学校教諭の別枠募集を廃止した。

注2) 平成17、18、19年度採用においては、自立活動教諭(肢体不自由教育)の募集を行い、その他の盲・聾・養護学校教諭は相当校種に含めて募集した。

注3) 平成19年度採用から栄養教諭の募集を開始した。

注4) 平成20年度採用からは盲・聾・養護学校は、特別支援学校に名称変更した。

注5) 平成21年度採用から特別支援学校教諭の募集を開始した。